

兵庫県公報

平成28年6月21日 火曜日 第2808号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	3
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（西播磨県民局）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 入札公告（管理課）	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	9
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	9
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	9
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	10
○ 同 上	12
公安委員会規則	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	14
正 誤	
○ 平成28年3月31日付け兵庫県公報第8号外中	14
○ 同 上	14

公布された法令のあらまし

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部が改正されたこと等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所

川辺郡猪名川町仁頂寺字中筋68の1、字愛宕87の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び川辺郡猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第612号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

芦屋市高浜町1番の一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第613号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成27年兵庫県告示第561号により指定した区域（洲本市塩屋2丁目150番1の一部）の全部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



兵庫県告示第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

公共測量（地籍調査（官民境界等先行調査）による復元測量・確定測量等）

(2) 作業期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

(3) 作業地域

西宮市甲子園口1丁目及び戸崎町の一部

2 (1) 作業種類

公共測量（確定測量）

(2) 作業期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

(3) 作業地域

西宮市深津町の一部及び戸崎町の一部



兵庫県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年12月10日から平成28年1月28日まで
- 3 作業地域
神戸市西区



兵庫県告示第616号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年5月9日から同年6月6日まで
- 3 作業地域
尼崎市琴浦町地区



兵庫県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年6月21日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年6月21日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市下加茂字ヨコタ231番3から 同市下加茂字中内32番1まで	旧	6.0から 12.0まで	51.0	
		新	6.0から 9.0まで	51.0	



兵庫県告示第618号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 株式会社ZERO HOME
- 2 代表者氏名 岩里 教介
- 3 事務所所在地 神戸市中央区北長狭通4-2-3 グランディール元町202
- 4 免許番号 兵庫県知事(1)第11509号
- 5 免許年月日 平成24年2月6日



兵庫県告示第619号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西宮市	阪神間都市計画地区計画	津門大塚地区地区計画
宝塚市	阪神間都市計画地区計画	青葉台地区地区計画
加西市	東播都市計画地区計画	西高室地区地区計画



兵庫県告示第620号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三田市	阪神間都市計画生産緑地地区	三田-6 生産緑地地区ほか4地区
西宮市	阪神間都市計画生産緑地地区	上ヶ原7 生産緑地地区ほか10地区
同市	阪神間都市計画地区計画	浜甲子園団地地区計画
尼崎市	阪神間都市計画生産緑地地区	安倉北22 生産緑地地区ほか20地区
宝塚市	阪神間都市計画生産緑地地区	北・中部73 生産緑地地区ほか9地区
川西市	阪神間都市計画生産緑地地区	
明石市	東播都市計画地区計画	明南町2丁目地区地区計画
高砂市	東播都市計画下水道	高砂市公共下水道
小野市	東播都市計画下水道	小野市公共下水道
たつの市	中播都市計画道路	3. 4. 740号駅前北線ほか1路線
宍粟市	山崎都市計画土地区画整理事業	城下山田土地区画整理事業
篠山市	篠山都市計画下水道	篠山市公共下水道



兵庫県告示第621号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例

第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年6月21日

西播磨県民局長 早 金 孝

- 1 重要調整池の所在地
相生市青葉台1979番1他28筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称
合同会社サンシャインエナジー相生
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
相生市青葉台1979番1
 - (3) 代表者の氏名
代表社員 一般社団法人サンシャインエナジー相生
職務執行者 北 川 久 芳

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年6月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コムボックス明舞
所在地 明石市松が丘二丁目3番3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 芙蓉総合リース株式会社
住所 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
代表者の氏名 辻 田 泰 徳
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
ア 変更前
佐 藤 隆
イ 変更後
辻 田 泰 徳
- 4 変更年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成28年6月1日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年6月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年10月21日
 - (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 6 月 21 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字松陽820番 1 の一部、855番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市西神吉町岸367番地の 2
高 谷 佳年子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 2 月 1 日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 - 25号（27高砂）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年 6 月 21 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
胃部がん集団検診車 1 台
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
平成29年 3 月 31 日（金）
 - (4) 納入場所
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁 1 号館にて確認検査後
姫路市西今宿 3 丁目 7 番 21 号 一般社団法人姫路市医師会へ回送
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108 分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 徳岡

電話 (078) 341-7711 内線4938 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年6月21日(火)から同年7月5日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

平成28年8月1日(月)午後2時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成28年7月29日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成28年6月21日(火)から同年7月5日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、7月5日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

平成28年7月25日(月)午後5時から同年8月1日(月)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年6月22日(水)から同年7月15日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成28年6月22日(水)から同年7月5日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、7月5日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成28年7月25日(月)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年7月28日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年8月16日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A Purpose-built Mobile X-ray Vehicle for gastric region

(3) Delivery period: March 31, 2017

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo(Inspection to be confirmed). Then Pubric Interest Incorporated Foundation Hyogo Prefecture Health Promotion Association Kobe west office 6-3-1gakuennishi-machi, nishi-ku, Kobe, Hyogo

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 5, 2016

- (6) Deadline for tender:
 14:00 August 1, 2016 by direct delivery, electronic bidding system
 17:00 July 29, 2016 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
 Ms.Tokuoka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
 TEL (078)341-7711 extension 4938

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月21日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 立石幸雄

表豊岡市の項中

「

小坂地区多目的研修集会施設	豊岡市出石町福居946
出石農村環境改善センター	豊岡市出石町水上316

」

を

「

小坂地区多目的研修集会施設	豊岡市出石町福居946
---------------	-------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年6月21日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,551

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 665,942



兵庫県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成28年6月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

(選 挙 区 名)

〔選挙区における選挙権を有する
者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	56,551
神戸市灘区	35,283
神戸市中央区	34,474
神戸市兵庫区	29,850
神戸市北区	60,349
神戸市長田区	26,629
神戸市須磨区	44,975
神戸市垂水区	60,631
神戸市西区	65,977
姫 路 市	138,001
尼 崎 市	126,133
明 石 市	80,284
西 宮 市	128,310
洲 本 市	12,718
芦 屋 市	26,101
伊 丹 市	53,646
相 生 市	8,420
豊 岡 市	22,990
加 古 川 市	72,111
たつの市及び揖保郡	30,256
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23,052
西脇市及び多可郡	17,407
宝 塚 市	62,672
三 木 市	21,752
高 砂 市	25,099
川西市及び川辺郡	51,919
小 野 市	13,017
三 田 市	30,607
加 西 市	12,383
篠 山 市	11,805
養 父 市	6,967
丹 波 市	18,064
南 あ わ じ 市	13,536
朝 来 市	8,723
淡 路 市	12,808
宍 粟 市	10,942
加 東 市	10,613
加 古 郡	17,781
神 崎 郡	12,096
美 方 郡	9,593

~~~~~

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条に

において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設の指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石 幸雄

1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中

「

|  |                |                 |
|--|----------------|-----------------|
|  | 兵庫県立尼崎総合医療センター | 同 市東難波町2丁目17-77 |
|--|----------------|-----------------|

」

を

「

|  |                     |                 |
|--|---------------------|-----------------|
|  | 兵庫県立尼崎総合医療センター      | 同 市東難波町2丁目17-77 |
|  | 社会医療法人 愛仁会 尼崎だいもつ病院 | 同 市東大物町1丁目1-1   |

」

に改め、同表三田市の項中

「

|  |                         |            |
|--|-------------------------|------------|
|  | 医療法人 敬愛会 療養型医療施設 三田温泉病院 | 同 市東山897-2 |
|--|-------------------------|------------|

」

を

「

|  |                         |                |
|--|-------------------------|----------------|
|  | 医療法人 敬愛会 療養型医療施設 三田温泉病院 | 同 市東山897-2     |
|  | さんだりハビリテーション病院          | 同 市富士が丘5丁目16-1 |

」

に改め、同表朝来市の項中

「

|     |                      |                 |
|-----|----------------------|-----------------|
| 朝来市 | 公立豊岡病院組合立朝来和田山医療センター | 朝来市和田山町竹田2021   |
|     | 公立豊岡病院組合立朝来梁瀬医療センター  | 同 市山東町矢名瀬町900-1 |
|     | 大植病院                 | 同 市多々良木1514     |
|     | 介護老人保健施設 あさご長寿苑      | 同 市多々良木1523     |

」

を

「

|     |                   |                |
|-----|-------------------|----------------|
| 朝来市 | 大植病院              | 朝来市多々良木1514    |
|     | 介護老人保健施設 あさご長寿苑   | 同 市多々良木1523    |
|     | 公立豊岡病院組合立朝来医療センター | 同 市市和田山町法興寺392 |

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

を  
「

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 高齢者ケアセンターながた サテライト宮丘 | 同 市長田区宮丘町1丁目3-11 |
|----------------------|------------------|

|                               |                  |
|-------------------------------|------------------|
| 高齢者ケアセンターながた サテライト宮丘          | 同 市長田区宮丘町1丁目3-11 |
| 社会福祉法人 正久福祉会 特別養護老人ホーム 神戸まどか園 | 同 市長田区大丸町1丁目6-47 |

に改め、同表西宮市の項中

「

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 介護付有料老人ホーム エクセレント西宮 | 同 市すみれ台2丁目4-3 |
|---------------------|---------------|

を  
「

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 介護付有料老人ホーム エクセレント西宮 | 同 市すみれ台2丁目4-3  |
| ローズガーデン甲子園          | 同 市甲子園九番町10-50 |

に改め、同表西脇市の項中

「

|              |                |
|--------------|----------------|
| さわやかリバーサイド西脇 | 同 市和布町字出嶋168-2 |
|--------------|----------------|

を  
「

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| さわやかリバーサイド西脇        | 同 市和布町字出嶋168-2 |
| 特別養護老人ホーム コモエスタにしわき | 同 市蒲江551-1     |

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第52号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、指定内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石 幸雄

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 総合病院 神鋼病院 | 同 市中央区脇浜町1丁目4-47 |
|-----------|------------------|

を

「

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 社会医療法人 神鋼記念会 神鋼記念病院 | 同 市中央区脇浜町1丁目4-47 |
|---------------------|------------------|

に、

「

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 医療法人社団 南淡千遙会 神戸平成病院 | 同 市中央区上筒井通6丁目2-43 |
|---------------------|-------------------|

を

「

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 医療法人社団 南淡千遙会 神戸平成病院 | 同 市中央区上筒井通6丁目2-43 |
| 兵庫県立こども病院           | 同 市中央区港島南町1丁目6-7  |

に、

「

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 介護療養型保健施設 兵庫 | 同 市長田区東尻池町1丁目10-23 |
|--------------|--------------------|

を

「

|                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| 介護療養型老人保健施設 医療法人社団 積善会 老健よしだ | 同 市長田区東尻池町1丁目10-23 |
|------------------------------|--------------------|

に、

「

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 医療法人 慈恵会 新須磨病院 | 同 市須磨区磯馴町4丁目1-6 |
|----------------|-----------------|

を

「

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 医療法人 慈恵会 新須磨病院 | 同 市須磨区衣掛町3丁目1-14 |
|----------------|------------------|

に、

「

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 兵庫県立こども病院       | 同 市須磨区高倉台1丁目1-1  |
| 介護老人保健施設 いきいきの郷 | 同 市須磨区友が丘7丁目1-25 |

を

「

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 介護老人保健施設 いきいきの郷 | 同 市須磨区友が丘7丁目1-25 |
|-----------------|------------------|

に改め、同表尼崎市の項中

「

を  
「

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 医療法人財団 済美会 昭和病院 | 同 市潮江1丁目3-43 |
|-----------------|--------------|

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
| 医療法人財団 ヒューマンメディカル<br>尼崎新都心病院 | 同 市潮江1丁目3-43 |
|------------------------------|--------------|

に改める。

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年6月21日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年兵庫県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「第10条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条第1号中「遮へい」を「遮蔽」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

正 誤

○平成28年3月31日付け（兵庫県公報第8号外）

兵庫県病院局管理規程第6号（病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行)   | (誤)    | (正)    |
|-------|-------|--------|--------|
| 5     | 上から11 | 同条第5項  | 同条第5号  |
| 5     | 上から12 | 同条第7項  | 同条第7号  |
| 5     | 上から13 | 同条第8項  | 同条第8号  |
| 5     | 上から13 | 同条第9項  | 同条第9号  |
| 5     | 上から14 | 同条第10項 | 同条第10号 |



○平成28年3月31日付け（兵庫県公報第8号外）

兵庫県病院局管理規程第7号（病院局組織規程の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|-----|-----|-----|
|       |     |     |     |

13

上から23

県立加古川医療センター生活習慣  
病センター

県立加古川医療センターの生活習慣  
病センター